

2010年6月22日

〇〇〇党 殿

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク

理事長 伊藤 譽志男

私どもは、食品の安全・安心に対する要求が高まっている中で、食品の安全・安心にかかわる知識の創造、収集・整理、啓発、研究支援等を行い、これらに関するネットワークを構築・運営することにより、国民の食生活の安全性の一層の向上と安心感の醸成に寄与することを目的とする特定非営利活動（NPO）法人です。

食品添加物に関する政策について、各政党のお考えを伺いたく思っております。参議院選挙も迫り大変ご多忙中と拝察いたしますが、以下の2点について、お教え下さい。

食品添加物への対応に関する質問について

1. 指定添加物（いわゆる「合成添加物」）について

昭和47年6月16日の衆議院社会労働委員会で採択されました「食品衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、次の通り定められました。

「政府は、食品衛生の重要性にかんがみ、特に次の事項について、その実現に努力すべきである。

一 食品行政の一元化と統一的な食品法の制定とを指向して、当面、厚生省を中心に関係各省庁の指導にそごのないよう緊密な連絡協調体制を整備すること。

二 食品衛生法の運用にあたっては、単に危害の防止に止まらず、積極的に国民の健康の保護増進を図るよう努めること。

三 国立衛生試験所、地方衛生研究所その他国、地方公共団体の設置する試験研究機関を拡充整備するとともに、検査に従事する専門職員及び取締りにあたる食品衛生監視員の増員、処遇の改善及び再教育に努めること。

四 食品添加物については、常時その安全性を点検し、極力その使用を制限する方向で措置すること。また、カビ毒等の有害性物質及び発がん性物質並びに化学物質の慢性毒性、相乗毒性等に関する研究を強化すること。（以下、省略）」

その後、食品添加物の安全性確認を進めつつ、指定添加物の数は概ね350品目に制限されてきました。しかし、ここ数年は国際調和の観点から急速に品目数が増加し、ついに403品目に達しました。

そこで、指定添加物に関する貴党の方針をお教え下さい。

2. 既存添加物（いわゆる「天然添加物」）について

平成7年5月17日の衆議院厚生委員会で採択されました「食品衛生法及び栄養改善法の

一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、次の通り定められました。

「政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 食品の安全を確保し、積極的に国民の健康の保護増進を図るため、食品行政の一元化と統一的な食品法の制定とを指向して、関係各省庁間の緊密な連絡協調体制を整備すること。

二 食品添加物について、常時その安全性・摂取量を点検し、適正に使用されるよう措置を講ずること。

三 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制を農薬についても導入を検討すること。

四 食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講ずること。(以下、省略)」

その後、既存添加物の安全性確認が進められ、毒性試験の結果を受けてアカネ色素が消除されましたが、15年間を経た今日でさえ、安全性の確認が完了していません。

そこで、既存添加物に関する貴党の方針をお教え下さい。

以上。

連絡先：

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク（大阪府指令府活第 2-271 号）

〒530-0047 大阪市北区西天満 3 丁目 13-18 島根ビル 5 階

事務局長 中村 幹雄（miki-nakamura@mopera.net）

電話：06-6311-1494 FAX:06-6311-1484 携帯電話：090-3280-4181